

福島県知事許可業者の皆様へ

平成28年8月1日より経営事項審査の審査項目（技術職員の加
点変更）が改正されました。

○主な改正点

1 「登録基礎ぐい工事試験」及び「登録解体工事試験」合格者の加点を2点に変更

主任技術者要件として新たに「登録基礎ぐい工事試験」及び「登録解体工事試験」の
合格者が位置づけされたことにより、経営事項審査においても2級技術者（2点）とし
て評価することになりました。

※「登録基礎ぐい工事試験」とは

「基礎施工士検定試験」

（ 一般社団法人日本基礎建設協会及び
一般社団法人コンクリートパイロ建設技術協会
実施のもの ）

※「登録解体工事試験」とは

「解体工事施工技士試験」

（ 公益社団法人全国解体工事業団体連合会で実施の
もの ）

（H28. 8. 1告示）

なお、既合格者の取扱いについては、下記のとおりです。

- ① 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイロ建設技術協
会の行った平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者
→技術職員コード「040」（基礎ぐい工事）で評価
- ② 全国解体工事業団体連合会の行った平成17年度までの解体工事施工技士資格試
験及び平成27年度までの解体工事施工技士試験に合格した者
→技術職員コード「060」（解体工事）で評価

2 制度改正による再審査について

上記改正に係る事項について、再審査を申請することができます。

受審期限は、平成28年8月1日（月）から平成28年11月28日（月）までです。

再審査に係る手数料は無料です。

※上記期間は受審期限であって、予約票の受付期限ではありません。

再審査を希望される方は、管轄する建設事務所に予約票の提出をお願いします。

※再審査は、再審査の申請をする日において、有効期間（審査基準日から1年7か月）が
残っている経営事項審査通知書を有している方に限り（有効期間が終了している通知
書の再審査は行いません。）。

※本改正に伴う総合評定値の変化が見込まれないものについては、再審査の対象外で
す。